

頁	項目	誤	正
62-A	100の解説文	<p>【提出会社に係るもの】</p> <p>(1) <b>提出会社に係る</b>、(2) 有価証券の募集又は売出し、                      (3) 募集によらない有価証券の発行決議、                      (4) 親会社または特定子会社の異動、(5) 主要株主の異動、                      (6) 災害による損害、(7) 代表取締役の異動、                      (8) 株主総会決議事項の決議、                      (9) 定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載の株主総会決議事項の修正・否決、                      (10) 監査公認会計等の異動、                      (11) 民事再生法・会社更生法・破産法による開始申立て</p>	<p>【提出会社に係るもの】</p> <p>(1) 有価証券の募集又は売出し、                      (2) 募集によらない有価証券の発行決議、                      (3) 親会社または特定子会社の異動、(4) 主要株主の異動、                      (5) 災害による損害、(6) 代表取締役の異動、                      (7) 株主総会決議事項の決議、                      (8) 定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載の株主総会決議事項の修正・否決、                      (9) 監査公認会計等の異動、                      (10) 民事再生法・会社更生法・破産法による開始申立て</p>
105-A	177の解説文	<p>民法第587条によると、消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。そして、その消費貸借契約のうち金銭消費貸借契約が成立するには、以下の2つの条件が必要となる。</p> <p>(1) 借主が貸主に、同額を返還することを約束する（貸借りの合意）                      (2) 貸主から金銭を受け取る（目的物の交付）</p> <p>したがって、正解は (b) となる。</p>	<p>民法第587条によると、消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。<b>また、受け取ったものは消費が可能であり、その所有権は借主に帰属する。</b>そして、その消費貸借契約のうち金銭消費貸借契約が成立するには、以下の2つの条件が必要となる。</p> <p>(1) 借主が貸主に、同額を返還することを約束する（貸借りの合意）                      (2) 貸主から金銭を受け取る（目的物の交付）</p> <p><b>選択肢 (a) は、借り受けるものが金銭のみならず、その他のものまで記載している点が金銭消費貸借が成立する条件と異なっている。</b></p> <p>したがって、正解は (a) となる。</p>

※修正・削除・追加等を行った部分を赤字にて表記しております。